

中部相第20号  
平成29年2月20日

独立行政法人国立病院機構  
A 病院長 殿

総務省  
中部管区行政評価局長

入院患者に対する寝衣の貸出しに関する行政相談について（あっせん）

当局では、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出について必要なあっせんを行っています。

このたび、当局に対し、「入院患者に対し寝衣の貸出しを行うようにしてほしい。」との申出がありました。

この申出に関連して、当局では、独立行政法人、国立大学法人等が東海4県に設置する全28病院における寝衣の貸出しの状況等を調査するとともに、中部管区行政評価局行政苦情処理委員会（座長：西讓一郎元東海銀行副頭取）から意見を聞くなどして検討した結果、別紙のとおり対応が必要と考えられますので、ご検討ください。

なお、これに対する貴院の対応措置（方針を含む。）について、平成29年4月28日までにご回答くださいますようお願いいたします。

## 【別 紙】

### 1 申出要旨

私は約1か月、A病院に入院していたが、同病院は、入院患者に対し寝衣の貸出しを行っていない。

自宅は遠く、妻も病弱であるため週に1回見舞いに来てくれるのがやっとであり、妻が来た際に寝衣を洗濯してもらっていたが、同じ寝衣で3～4日も過ごすこともあった（私は病状が重かったため、自身で洗濯はできなかった）。

以前同じ病気で別の病院に入院した際には、寝衣の貸出しを行っていたので、A病院も、入院患者に対し寝衣の貸出しを行うようにしてほしい。

### 2 関係業務の実態（別添）

### 3 中部管区行政評価局行政苦情処理委員会の意見

寝衣(病衣)の貸出しについては、従前、診療報酬の加算対象とされていたが、平成10年4月以降、当該加算が廃止された経緯があり、一部の病院は、寝衣の貸出しを取り止めている。

他方、厚生労働省の国民生活基礎調査の結果によると、平成27年における高齢者世帯の全世帯に占める割合は、平成10年の約2.2倍に、また、単身者世帯についても約1.3倍へと社会的状況が急激に変化している。

このような中、家族の支援が受けられず、自ら寝衣を用意することが困難な入院患者は相当数増加していると想定され、本件相談者のように、寝衣の貸出しを望む声が聞かれることなどを踏まえると、医療機関としても貸出しを要望する入院患者に対し、治療に専念できる環境を提供する必要性が高まっている。

今回、独立行政法人、国立大学法人等が東海4県に設置している全28病院を調査したところ、26病院は、入院時に身の回りの物の用意や管理に困り、寝衣の貸出しを望む者が増えてきたことなどを背景として貸出しを実施、又は病床の多くを占める重症心身障害等、特定の入院患者に対して、関係法令に基づき、被服の提供や洗濯のサービスを実施している状況が認められる。

特に、このうちの約4分の1に当たる7病院は、平成25年以降に寝衣の貸出しを導入している。

以上の状況を勘案すると、各病院においては、①業者委託又は業者の紹介等を含め、寝衣の貸出しを実施(継続)すること、②貸出しを実施する場合には、入院時の説明とともに、入院のしおり等にその旨記載するなど、適切な周知を行うことを検討することが重要であると考えられる。

### 4 あっせん

入院時の寝衣(病衣)については、家族の支援が受けられず、自ら寝衣を用意することが困難な入院患者が相当数増加しているものと想定され、本件相談者のように、

寝衣の貸出しを望む声が聞かれることなどを踏まえて総合的に判断すると、当局行政苦情処理委員会意見のとおり、次の事項について検討する必要がある。

- ① 業者委託又は業者の紹介等を含め、寝衣の貸出しを実施すること。
- ② 貸出しを実施する場合には、入院時の説明とともに、入院のしおり等にその旨記載するなど、適切な周知を行うこと。

## 【別添】

### 関係業務の実態

#### 1 背景事情

寝衣(病衣)の貸出しについては、従前、診療報酬の加算対象とされていたが、平成10年4月以降、当該加算が廃止された経緯があり、一部の病院は、寝衣の貸出しを取り止めている。

他方、厚生労働省の国民生活基礎調査の結果によると、平成27年における高齢者世帯の全世帯に占める割合は、平成10年の約2.2倍に、また、単身世帯についても約1.3倍へと社会的状況が急激に変化している(表1参照)。

なお、平成27年の病院における平均在院日数をみると、全病床では29.1日、一般病床で16.5日と平成10年(それぞれ40.8日、31.5日)に比べて短くなっており、一般病床ではほぼ半減している。

表1 世帯の状況 (単位：千世帯、%)

年次	全国の世帯 総数 (A)	高齢者世帯 数 (B)	世帯総数に 占める高齢 者世帯比率 (B)÷(A)	高齢者世帯の内訳			単身世帯
				単身世帯	夫婦の み世帯	その他 の世帯	
平成10年	44,496	<u>5,614</u>	<u>12.6</u>	2,724	2,712	178	<u>10,627</u>
平成27年	50,361	<u>12,714</u>	<u>25.2</u>	6,243	5,998	473	<u>13,517</u>

- (注) 1 本表は、「平成27年国民生活基礎調査の結果」(厚生労働省公表資料)を基に当局が作成した。  
2 「高齢者世帯」は、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。  
3 「単身世帯」は、世帯員が1人だけの世帯をいう。

#### 2 当局の調査結果

独立行政法人、国立大学法人等が設置する東海4県(愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県)に所在の全28病院について、寝衣の貸出し等の状況を調査したところ、入院時に身の回りの物の用意や管理に困り、寝衣の貸出しを望む者が増えてきたことなどを背景として、26病院は、寝衣の貸出しを実施、又は入院患者の多くが重症心身障害、神経・筋疾患等で、当該患者に対して、障害者総合支援法等に基づき、被服や洗濯のサービスを提供している。

特に、このうちの約4分の1に当たる7病院は、平成25年以降に寝衣の貸出しを導入している。

表2 調査対象病院における寝衣の貸出し等の状況（設置主体別）

（単位：病院、％）

区 分	病院数	貸出し等を実施		貸出し等を未実施
			うち平成 25 年以降に導 入としている もの	
国立病院機構	13	11	4	(注3) 2
労働者健康安全機構	3	3	0	—
地域医療機能推進機構	5	5	1	—
国立大学法人	4	4	0	—
その他	3	3	2	—
計 (構成比)	28 (100.0)	26 (92.9)	7	2 (7.1)

(注) 1 当局の調査結果を基に作成した。

2 「貸出し等を実施」には、業務委託、出入りの代行業者の紹介を含む。また、入院患者の多くが重症心身障害等で、当該患者に対し、被服や洗濯のサービスを提供している場合も含む。

3 うち1病院については、平成29年5月からの貸出し開始に向け準備中である。

中部相第 21 号  
平成 29 年 2 月 20 日

病院事務担当部長 殿

総務省中部管区行政評価局  
総務管理官

入院患者に対する寝衣の貸出しに関する行政相談について（参考連絡）

当局では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 15 号の規定に基づき、行政に関する苦情や意見、要望等を受け付け、その解決や実現を促進する行政相談を行っています。

このたび、当局に対し、「入院患者に対し寝衣の貸出しを行うようにしてほしい。」との申出がありました。

この申出に関連して、当局では、独立行政法人、国立大学法人等が東海 4 県に設置する全 28 病院を調査するとともに、中部管区行政評価局行政苦情処理委員会（座長：西讓一郎元東海銀行副頭取）から意見を聴取したところ、別紙の意見がありましたので、ご連絡します。

つきましては、本意見を今後の業務の参考資料としてご活用いただきますよう、お願いいたします。

## 【別 紙】

件名「A病院は、入院患者に対し寝衣(病衣)の貸出しを行うようにしてほしい。」

### 1 申出要旨

私は約1か月、A病院に入院していたが、同病院は、入院患者に対し寝衣の貸出しを行っていない。

自宅は遠く、妻も病弱であるため週に1回見舞いに来てくれるのがやっとであり、妻が来た際に寝衣を洗濯してもらっていたが、同じ寝衣で3～4日も過ごすこともあった（私は病状が重かったため、自身で洗濯はできなかった）。

以前同じ病気で別の病院に入院した際には、寝衣の貸出しを行っていたので、A病院も、入院患者に対し寝衣の貸出しを行うようにしてほしい。

### 2 中部管区行政評価局行政苦情処理委員会の意見

寝衣(病衣)の貸出しについては、従前、診療報酬の加算対象とされていたが、平成10年4月以降、当該加算が廃止された経緯があり、一部の病院は、寝衣の貸出しを取り止めている。

他方、厚生労働省の国民生活基礎調査の結果によると、平成27年における高齢者世帯の全世帯に占める割合は、平成10年の約2.2倍に、また、単身者世帯についても約1.3倍へと社会的状況が急激に変化している。

このような中、家族の支援が受けられず、自ら寝衣を用意することが困難な入院患者は相当数増加していると想定され、本件相談者のように、寝衣の貸出しを望む声が聞かれることなどを踏まえると、医療機関としても貸出しを要望する入院患者に対し、治療に専念できる環境を提供する必要性が高まっている。

今回、独立行政法人、国立大学法人等が東海4県に設置している全28病院を調査したところ、26病院は、入院時に身の回りの物の用意や管理に困り、寝衣の貸出しを望む者が増えてきたことなどを背景として貸出しを実施、又は病床の多くを占める重症心身障害等、特定の入院患者に対して、関係法令に基づき、被服の提供や洗濯のサービスを実施している状況が認められる。

特に、このうちの約4分の1に当たる7病院は、平成25年以降に寝衣の貸出しを導入している。

以上の状況を勘案すると、各病院においては、①業者委託又は業者の紹介等を含め、寝衣の貸出しを実施(継続)すること、②貸出しを実施する場合には、入院時の説明とともに、入院のしおり等にその旨記載するなど、適切な周知を行うことを検討することが重要であると考えられる。